

低濃度 P C B 含有電気機器把握支援補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 低濃度 P C B 含有電気機器把握支援補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、北海道補助金等交付規則（昭和 47 年 4 月 1 日北海道規則第 34 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 事業活動に伴って廃棄物となった電気機器又は使用中の電気機器について、低濃度 P C B 廃棄物及び使用製品（以下「低濃度 P C B 廃棄物等」という。）の判別に必要な費用の一部を補助することにより、低濃度 P C B 廃棄物等の実態把握を促進し、低濃度 P C B 廃棄物等の処理期限内の確実かつ適正な処理完了に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、北海道内において別表 1 に掲げる種類及び確認要件を満たす電気機器を自ら保管又は使用する次の各号に掲げる者とする。

(1) 次のいずれかに該当する個人

- ア 法人の解散又は個人事業の廃止により保管することとなった個人
- イ ア以外の理由で保管することとなった個人（第 2 号に掲げる者を除く。）

(2) 次のいずれかに該当する法人等

- ア 中小企業者（別表 2 に掲げる業種毎に定める資本金若しくは出資の総額又は常時使用する従業員数のいずれかに該当する法人又は個人（別表 2 のいずれかに該当する者（別表 2 に該当しない一又は二以上の会社（以下この条において「大企業者」という。）の所有に係る当該会社の株式の数の当該会社の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該会社への出資の金額の当該会社の出資の総額に対する割合が 2 分の 1 以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 4 条の 2 に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係ある者を除いたものをいう。))

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体

ウ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が中小企業者に該当する者（イの中小企業団体を除く。）

エ 中小法人（従業員が 100 人以下である法人であって、アからウに掲げるもの又は市町村を除く。）

(3) 次のいずれかに該当する市町村

ア 職員数（申請直近年度の地方公共団体定員管理調査（総務省）における調査対象職員）が 100 人以下

イ 申請直近年度以前の 3 カ年の財政力指数の平均値が 0.2 以下

(補助対象経費及び補助率等)

第 4 条 補助対象経費、補助率及び上限額は別表 3 のとおりとする。

2 別表 3 の濃度分析は第 1 号に掲げる機関が第 2 号に掲げる方法により実施したものでなければならない。

(1) 濃度分析を行う機関

ア 計量法（平成 4 年法律第 51 号。以下同じ。）に基づき、特定計量証明事業者としての認定を受けた分析機関（自ら分析を行う者に限る。）

イ 計量法に基づき、計量証明事業者としての登録を受けた分析機関（自ら分析を行う者に限る。）

ウ 計量法に基づき、登録を受けずに計量証明事業が行うことができる、国若しくは地方公共団体

又は独立行政法人（自ら分析を行う者に限る。）

（２）濃度分析の方法

ア 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成４年厚生省告示第 192 号）別表第 2 に規定する方法

イ 絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル第 3 版（環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）に規定する方法（迅速判定法を除く。）

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（環生第 1 号様式（昭和 49 年 4 月 1 日北海道告示第 807 号に規定する様式をいう。以下環生様式について同じ。)) に別表 4 の書類を添付して別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 交付の申請に当たっては、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付決定）

第 6 条 知事は前条の規定により申請を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは申請期日終了後速やかに交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

2 交付決定にあたっては、第 3 条各号の補助対象者の区分及び PCB 廃棄物等に該当することが判明した場合の処分予定年月を考慮するものとする。

（交付の条件）

第 7 条 補助事業者が補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和 47 年 9 月 20 日付け局総第 453 号副出納長通達）第 2 号様式に定める交付の条件のほか次の条件を付すものとする。

（１）額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式 2 により、その金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

（２）補助事業により判明した PCB 廃棄物等は、速やかに適正処理するよう努めなければならない。

（交付申請の取り下げ）

第 8 条 補助事業者等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、その交付決定の通知を受けた日から 10 日以内に、補助金等交付申請取下書（環生第 2 2 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助金の額の確定）

第 9 条 知事は、第 6 条の規定による交付決定に合わせて、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

2 補助金は、補助金の額を確定した後、支払うものとする。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 10 月 2 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日以後に絶縁油中の P C B 濃度分析に着手した事業について適用する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、当該年度 4 月 1 日以後に絶縁油中の P C B 濃度分析に着手した事業について適用する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 18 日から施行し、当該年度 4 月 1 日以後に絶縁油中の P C B 濃度分析に着手した事業について適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

対象となり得る電気機器の種類	確認要件
絶縁油の交換又は注入を行うことができる電気機器であって、平成 5 年以前に製造されたもの又は平成 6 年以降に製造されたもので絶縁油の入替が行われているもの。	製造者から絶縁油中の P C B 濃度が 0. 5 mg/kg 以下である旨の確認を得ることができない左記の電気機器 (銘板等がないため、製造者、型式等を確認することができない電気機器を含む。)
絶縁油の交換又は注入を行うことができない電気機器であって、平成 2 年以前に製造されたもの (安定器及び安定器を解体したものを除く)	

別表 2 (第 3 条関係)

業種	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5, 000 万円以下	100 人以下
小売業	5, 000 万円以下	50 人以下
ゴム製品製造業	3 億円以下	900 人以下
旅館業	5, 000 万円以下	200 人以下
その他	3 億円以下	300 人以下

別表 3 (第 4 条関係)

補助金対象経費	補助率	上限額
P C B 濃度分析に要した経費のうち、次に掲げるもの	1 / 2 以内	1 台あたり 1 5, 0 0 0 円以内
1 試料採取及び試料運搬費用		
2 P C B 濃度分析費用		
3 分析結果書作成費用		

別表 4 (第 5 条関係)

共通添付書類		補助要件等確認書 (別記様式 1)
		経費の配分調書 (環生第 18 号様式)
		P C B 濃度分析費用精算書 (環生第 64 号様式)
		分析結果書 (分析機関が発行したもので、機器ごとに分析結果がわかるもの)
		領収書 (分析費用・その他経費など内訳のわかるもの)
		その他知事が必要と認める書類
個人 (第 3 条第 1 号に規定する者)	法人の解散又は個人事業の廃止により保管することとなった個人	前保管者が法人の場合には閉鎖謄本等 前保管者が個人事業主の場合には個人事業の廃業届出又は廃業証明の写し 破産管財人の場合には管財人証明書
	上記以外の理由で保管することとなった個人 (第 3 条第 2 号に規定する者を除く)	課税証明書又は所得税申告の写し
法人等 (第 3 条第 2 号に規定する者)		資本金又は出資の総額並びに出資の割合を証する書類 (確定申告書添付書類等)
		従業員数を証する書類 (確定申告書添付書類等)
		特別の法律によって設立された組合又はその連合会にあっては、定款及び組合員名簿
市町村 (第 3 条第 3 号に規定する者)		事業精算書 (環生第 3 1 号様式)